

## 重要無形文化財の保持者の追加認定に係る 国の文化審議会の答申について

国の文化審議会（会長 佐藤 信）は、令和5年7月21日（金）に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、下記のとおり文部科学大臣に重要無形文化財の保持者の認定について答申を行う予定ですので、お知らせします。

### 記

#### 1 重要無形文化財の保持者の構成員の追加認定（総合認定）について

重要無形文化財（芸能の部）

名称	保持者及び代表者	所在地及び団体名
ながうた 長唄	伝統長唄保存会会員 よしだ しげかず まつながちゆうごろう 吉田 成一（松永忠五郎）	東京都新宿区西新宿 6-12-30 芸能花伝舎 A棟 2F 一般社団法人長唄協会内 伝統長唄保存会

香川県内の追加認定される保持者について

長唄	氏名	芸名	生年月日	住所
(三味線)	たなか ゆりこ 田中 由利子	いまふじ ちようゆり 今藤 長由利	昭和23年10月24日	香川県坂出市

#### 2 重要無形文化財「長唄」の保持者「伝統長唄保存会会員」の追加認定の経過

認定の段階	「長唄」の保持者の「伝統長唄保存会」の構成員数		
	認定保持者数	認定日	香川県内の構成員数
第1次認定	68名	平成29年10月2日	0
第2次認定	31名	令和2年10月9日	0
今回の追加	36名	—	1

※香川県在住者が重要無形文化財「長唄」の保持者の団体の構成員となることは初めてです

### 3 長唄の保持者の団体の追加認定について

#### (1) 長唄（伝統長唄保存会会員）

「長唄」は、平成 29 年 10 月 2 月に重要無形文化財に指定され、その保持者として伝統長唄保存会会員が総合的に認定され、現在 89 名の構成員がいる。これらの構成員に加えて、36 名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである（うち 1 名が香川県在住）。

#### (2) 保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする 36 名は、長唄の技法を高度に体現し、重要無形文化財「長唄」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「長唄」の保持者の団体の構成員（伝統長唄保存会会員）として追加認定され、追加認定の保持者数は、125 名（延べ 135 名）となる。

### 4 重要無形文化財の指定及び保持者等の認定制度について

我が国の伝統的な芸能や工芸技術のうち、芸術上又は歴史上価値の高いものを重要無形文化財として指定し、これらのわざの高度な体現者・体得者をその保持者又は保持団体として認定。

#### (1) 保持者

- ①各個認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能又は工芸技術を高度に体現・体得している個人を認定。
- ②総合認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能を 2 人以上の者が一体となって体現している場合に、これらの者が構成している団体の構成員を認定。

#### (2) 保持団体

重要無形文化財に指定される工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該わざを保持する者が多数いる場合には、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定。